

主な自治基本条例(参考)

自治体名	豊田市	大和市	飯田市
条例名	豊田市まちづくり基本条例	大和市自治基本条例	飯田市自治基本条例
前文	<p>わたくしたちのまち豊田市は、これまで培ってきたかけがえのない多様な地域性を生かし合いながら、都市と農山村とが共生するまちづくりを進めています。このまちで、わたくしたちは、豊田市民の誓いをみちしるべとしながら、共に学び、共に働き、安心して豊かに暮らしたいと願っています。</p> <p>これからも、子どもから高齢者までのだれもがまちづくりの担い手となって、共働によるまちづくりを推進し、自立した地域社会の実現を目指すことを自治の基本理念におき、ここに豊田市まちづくり基本条例を制定します。</p>	<p>大和市の市民、市議会及び市長は、これまでそれぞれの立場で理想を追求することで、地域社会の発展に努めてきました。</p> <p>21世紀を迎えた今日、先人が積み重ねてきた歴史、培ってきた文化、守り育ててきたかけがえのない自然などの貴重な財産を次世代に引き継ぎ、多様で個性豊かな地域社会を実現していくためには、自治の担い手である私たち市民、市議会及び市長は、英知を結集し、役割を分担し、それぞれの責任を果たし、そして協力していかなければなりません。</p> <p>そのために、日本国憲法で保障された地方自治の本旨にのっとり、市民とその信託を受けた市議会、市長との間で、将来にわたり共有すべき考え方や自治を実現していくための仕組みを自ら定めることが必要です。</p> <p>「大きく和する」という願いをその名に込めた大和市では、市民一人ひとりが個人として尊重されること及び自らの意思と責任に基づいて自己決定することを自治の基本理念とし、安全で安心して暮らせる社会の実現に向けて努力を重ねていかなければなりません。</p> <p>ここに私たちは、大和市における自治の基本理念を共有し、自治の更なる進展のために自治基本条例を制定します。</p>	<p>わたくしたちの住む飯田市は、美しい自然に恵まれ、地域の風土に根付いた伝統や文化に支えられた人情豊かなまちとして知られ、伊那谷の中心都市として躍進しています。</p> <p>わたくしたちは、これまで互いに助け合い協力し、特色のある地域活動やまちづくりを実践してきました。</p> <p>わたくしたちは、分権型社会や少子高齢社会の到来により、社会構造が大きく変化する中で、まちづくりに進んで参加する「ムトス」の精神を、次の時代へ確実に引き継がなくてはなりません。</p> <p>わたくしたちは、飯田市民憲章にうたわれた市民としての心構えと理念を尊重し、協働して、市民が主体の住みよいまちづくりを推進するため、ここに、新たな自治の仕組みを定める飯田市自治基本条例を制定します。</p>
目的	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念にのっとり、本市のまちづくりの基本的な原則を確認し、市民の権利及び責務並びに議会及び執行機関の責務を明らかにするとともに、参画と共働及び市政経営の基本事項を定めることにより、市民による自治の確立を図り、もって自立した地域社会の実現を図ることを目的とします。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、前文に掲げた自治の基本理念(以下「自治の基本理念」という。)にのっとり、本市における自治の基本原則並びに市民の権利及び責務、市議会及び市長の責務並びに行政運営の原則を定めることにより、自治の進展を図り、もって自立した地域社会を実現することを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市の自治の基本的な原則及びまちづくりに関する市民、市議会及び市の執行機関の役割を明らかにするとともに、市政運営についての基本的な指針を定めることにより、市民が主体のまちづくりを協働して推進することを目的とします。</p>
用語の定義	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「市民」とは、市内に居住し、通勤し、又は通学する個人及び市内において事業若しくは活動を行う個人又は法人その他の団体をいいます。</p> <p>2 この条例において「執行機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p>	<p>(定義)</p> <p>第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶ者、活動するもの、事業を営むもの等をいう。</p> <p>(2) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。</p> <p>(3) 市 住民、市議会及び執行機関によって構成され、市民に対して地域における行政を自主的かつ総合的に実施する役割を担う自治体をいう。</p> <p>(4) 協働 市民、市議会及び執行機関が、自主性を尊重し対等な立場で相互に補完し、協力することをいう。</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第3条 この条例において使用する用語の意義は、次のとおりとします。</p> <p>(1) 市民 市内に住所を有する人(以下「住民」といいます。)、市内で働き、若しくは学ぶ人又は市内において活動する人若しくは団体をいいます。</p> <p>(2) 市民組織 市民により自主的に形成され、まちづくりのために、互いに協力し多様な活動を行う組織をいいます。</p> <p>(3) 事業者 市内で、事業を営む個人及び法人その他の団体をいいます。</p> <p>(4) 市 市議会及び市の執行機関で構成する地方公共団体をいいます。</p> <p>(5) 市の執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいいます。</p> <p>(6) まちづくり 「ムトス」の言葉に象徴される、まちを活気のある明るく住みよくなるための事業や活動を総称します。</p> <p>(7) 自治 市民が市政に参加し、その意思と責任に基づき市政が行われることのほか、地域の公共的活動を自ら担い、主体的にまちづくりを推進することをいいます。</p> <p>(8) 協働 まちづくりのために、市民と市とが情報を共有し、それぞれの役割を担いながら対等の立場で協力し、共に考え行動することをいいます。</p>
条例の位置づけ	<p>(この条例の位置付け)</p> <p>第3条 市は、他の条例、規則等の制定及び改正に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図ります。</p>	<p>(最高規範性)</p> <p>第2条 この条例は、市が定める最高規範であり、市は、他の条例等の制定及び改廃に当たっては、この条例の内容を尊重し、この条例に適合させなければならない。</p>	<p>(条例の位置付け)</p> <p>第2条 この条例は、自治及び市政に関する基本的な原則を定めた最高規範であり、市民及び市は、この条例を誠実に遵守するものとします。</p> <p>2 市は、条例、規則等を解釈し、又は制定、改廃する場合には、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。</p> <p>3 市は、基本構想等の計画の策定、政策の立案及び実施に当たっては、この条例の趣旨を尊重し、この条例に定める事項との整合性を図ります。</p>
基本原則	<p>(市政への参画)</p> <p>第4条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民の参画を図らなければならない。</p> <p>(共働によるまちづくり)</p> <p>第5条 市民及び市は、共通の目的を実現するために、互いの立場を尊重し、対等な関係に立って、共にまちづくりを推進することに努めるものとします。</p> <p>(情報の共有)</p> <p>第6条 市は、市が保有する情報について、市民との共有に努めなければならない。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第7条 執行機関は、政策等の立案、実施又は評価のそれぞれの過程において、市民に分かりやすく説明しなければならない。</p>	<p>(参加及び協働の原則)</p> <p>第4条 市民、市議会及び執行機関は、自治を推進するため、それぞれの責務に基づいて参加し、協働することを原則とする。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第5条 市民、市議会及び執行機関は、情報を共有することを原則とする。</p> <p>(法令の自主解釈)</p> <p>第6条 市は、地方自治の本旨及び自治の基本理念にのっとり、自主的に法令の解釈及び運用を行うことを原則とする。</p> <p>(財政自治の原則)</p> <p>第7条 市は、自立した自治体運営を行うため、自らの判断と責任において、財源を確保し、用途を決定する財政自治を原則とする。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第21条 執行機関は、政策形成等に関する事項について、情報の提供に努めるとともに、市民にわかりやすく説明しなければならない。</p> <p>2 執行機関は、市民の意見、要望、提案等に対して、速やかに応答しなければならない。</p>	<p>(自治の基本原則)</p> <p>第4条 市民と市とは、この章に掲げる自治の原則に基づき、協働して自治を推進するものとします。</p> <p>(市民主体の原則)</p> <p>第5条 まちづくりは、市民一人ひとりが主体となり、市民相互及び市と協調することにより推進します。</p> <p>2 市民は、地域社会の一員として尊重され、その個性や能力を十分発揮することができます。</p> <p>(情報共有の原則)</p> <p>第6条 まちづくりは、市政についての情報が市民に公開され、市民が市政について意見を提出し、その情報や意見を市民と市とが共有することにより推進します。</p> <p>(参加協働の原則)</p> <p>第7条 まちづくりは、市民に市政への多様な参加の場と機会とが保障され、市民と市とが適切に役割分担し、協働することにより推進します。</p> <p>(説明責任)</p> <p>第31条 市の執行機関は、行政運営の透明性を高めるため、市政について、市民に分かりやすく説明する責任を果たします。</p> <p>2 市長その他の執行機関は、市議会に対して、市政に関する意思決定の過程及び行政運営の状況を随時報告するものとします。</p>

自治体名		豊田市	大和市	飯田市
市民	市民の権利	(市民の権利) 第8条 市民は、まちづくりの担い手として次に掲げることができます。 (1) 市政に参画すること (2) 市政に関する情報を知ること。 2 市民は、行政サービスを受けることができます。	(市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映(以下「政策形成等」という。)の過程に参加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。	(市民の権利) 第8条 市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利を有します。 2 市民は、市政に関する計画や政策の立案段階から参加する権利を有し、意見を述べるすることができます。 3 市民は、市政についての情報を知る権利を有し、市に対し市が保有する情報の公開を求めることができます。
	市民等の役割・責務	(市民の責務) 第9条 市民は、公共の利益及び地域社会の発展に寄与するよう努めるものとします。 2 市民は、市民の活動を互いに尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任するものとします。 4 市内において事業を行う者は、居住環境に配慮し、地域社会との調和を図り、安心して住めるまちづくりに寄与するよう努めるものとします。	(市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。 (子ども) 第11条 市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。	(市民の役割) 第9条 市民は、まちづくりの主体として、市と協働し、地域社会の発展に寄与するよう努めます。 2 市民は、互いの活動を尊重し、自らの発言と行動に責任を持つものとします。 (事業者の役割) 第10条 事業者は、地域社会の一員として、地域社会との調和を図るとともに、従業員の行う地域活動にも配慮し、まちづくりに寄与するものとします。
議会	議会の責務	(議会の責務) 第10条 議会は、直接選挙により選ばれた代表者である議員によって構成される意思決定機関であることから、市民の意思が市政に反映されるよう努めます。 2 議会は、市政経営が適正に行われるよう調査し、監視機能、政策立案機能等を果たします。	(市議会の責務) 第13条 市議会は、自治の基本理念にのっとり、その権限を行使し、自治を推進しなければならない。 2 市議会は、市民に対して、開かれた議会運営を行い、説明し、及び応答する責務を有する。 3 市議会は、保有する個人情報を保護し、及び保有する情報を原則として公開しなければならない。	(市議会の責務) 第22条 市議会は、市民の代表機関として、市という団体の意思決定機関であり、法律若しくはこれに基づく政令又は条例の定めるところにより議決の権限を行使し、市民の意思が的確に反映されるよう活動します。 2 市議会は、市の執行機関の活動を監視、評価することにより、適正な行政運営の確保に努めます。 3 市議会は、政策の立案、提言の内容の充実を図るための調査研究活動に努めます。 (開かれた議会運営) 第23条 市議会は、市議会が保有する情報を公開するとともに、会議及び委員会等を公開し、並びに議会活動について市民に説明することにより、市民との情報の共有に努めます。 2 市議会は、市民の意見を聞くため議会活動への市民参加を推進し、市民に開かれた議会運営に努めます。
	議員等の責務	(議員の責務) 第11条 議員は、自らの役割と責務を認識し、公正かつ誠実に職務を遂行します。	(市議会議員の責務) 第14条 市議会議員は、自治の基本理念にのっとり、市議会が前条に規定する事項を実現するよう、誠実に職務を執行しなければならない。	(市議会議長の責務) 第24条 市議会議長は、市議会を代表し、公正中立に職務を遂行するとともに、円滑かつ効率的な議会運営を図るよう努めます。 2 市議会議長は、市議会に関する事務を統一的に処理するため、議会事務局の職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。 (市議会議員の責務) 第25条 市議会議員は、市民の意向把握や情報収集に努め、市民全体の利益を優先して政策提言を行います。 2 市議会議員は、政治倫理の確立に努め、公正かつ誠実に責務を遂行し、市民の負託にこたえます。 3 市議会議員は、市議会の役割及び責務を自覚し、その誠実な遂行のため自己研鑽に努めます。
	その他			(政策の調査、審議のための機関) 第26条 市議会は、政策の調査、立案のために必要な専門的事項に係る調査、審議を、学識経験を有する者等に求めることができます。 2 市議会は、前項の学識経験を有する者等の指定に当たっては、市民の多様な意見が反映されるようにします。 (市議会事務局職員の責務) 第27条 市議会事務局職員は、市議会の持つ権能が十分発揮されるよう、全力をあげて市議会の活動を補佐します。 2 市議会事務局職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。
執行機関	市長の責務	(市長等の責務) 第12条 市長は、市の代表者として、市民の信託にこたえ、公正かつ誠実に市政を経営します。 2 執行機関は、自らの判断と責任において市の事務を誠実に執行するとともに、市政の課題に的確にこたえることができる知識と能力を持った職員の育成を図ります。	(市長の責務) 第15条 市長は、この条例を遵守し、自治を推進しなければならない。 2 市長は、執行機関の政策形成等が、第2章に定める自治の基本原則に従い推進されるよう調整しなければならない。 3 市長は、効率的な行政運営に努めなければならない。 4 市長は、市職員の能力向上に努めなければならない。	(市長の責務) 第28条 市長は、市の代表者として公正かつ誠実に市政を運営します。 2 市長は、自治の基本原則に基づき、市の計画及び政策の策定、実施、評価等を行います。
	職員の責務	(職員の責務) 第13条 職員は、市民全体のために働く者として、公正かつ誠実に職務を遂行します。 2 職員は、職務に必要な専門的知識の習得及び能力向上に努めます。 3 職員は、自らも地域の一員であることを自覚し、市民としての責務を果たすとともに、共働によるまちづくりの推進に配慮して職務を遂行するものとします。	(市職員の責務) 第16条 市職員は、市民全体のために働く者として、この条例を遵守し、誠実かつ公正に職務の遂行に努めなければならない。 2 市職員は、職務の遂行に必要な知識、技能等の向上に努めなければならない。	(市の執行機関の職員の責務) 第34条 市の執行機関の職員は、全体の奉仕者として、公平、公正かつ誠実に、全力をあげて職務を遂行します。 2 市の執行機関の職員は、職務の遂行に必要な知識と能力の向上に努めます。

自治体名		豊田市	大和市	飯田市
執行機関	その他			(市の執行機関の責務) 第29条 市の執行機関は、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規程に基づく事務を適正に管理、執行します。 (市の執行機関の組織運営) 第30条 市の執行機関は、行政組織について効率的かつ機能的なものとするともに、相互の連携を図り、最小の経費で最大の行政効果を上げるよう運営します。 2 市の執行機関は、職員を適切に指揮監督し、職員の能力の向上を図るよう努めます。
	市民の参加の推進等	(市民の参画の推進) 第14条 執行機関は、この条及び次条に定めるもののほか、市民の多様な参画の機会を整備します。 2 執行機関は、市の基本的な政策等の策定に当たっては、事前に案を公表して、市民の意見を募り、それらの意見を考慮して意思決定します。 3 執行機関は、附属機関等の委員への市民の参画を推進します。 (共働の推進) 第16条 市は、市民の自主的な活動を尊重するとともに、共働によるまちづくりを推進するために必要な施策を講じます。 (都市内分権の推進) 第17条 市は、市民による自治を拡充し、共働によるまちづくりを推進するため、地域の住民の意思を市政に反映するとともに、地域のことは地域の住民が自ら考え実行するための施策を講じます。	(地域コミュニティ) 第12条 市民は、互いに助け合い地域の課題に自ら取り組むことを目的として自主的に形成された集団(以下この条において「地域コミュニティ」という。)が自治の担い手であることを認識し、これを守り育てるよう努めるものとする。 2 執行機関は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、政策形成等を行うものとする。 3 執行機関は、地域コミュニティの活動を支援することができる。 4 市議会は、地域コミュニティの自主性及び自立性を尊重するものとする。	(まちづくりのための委員会等) 第14条 市は、市民組織が地域のまちづくりに取り組むため組織する委員会等の自主的及び自立的な運営を尊重します。 (自治活動組織) 第15条 市民は、地域社会の一員として、自治活動組織(地域市民により形成され、まちづくりに取り組む市民組織をいいます。)の役割について理解を深め、協力するとともに、自治活動組織への加入に努めます。 2 市民は、可能な範囲内で、自治活動組織の活動に参加し、地域社会において個性や意欲を発揮することができるものとします。 3 自治活動組織は、地域市民の加入や参加が促進されるために必要な環境づくりに努めます。 (市民組織の尊重) 第11条 市は、市民組織の自主性及び自立性を尊重し、市民組織が活動するために必要な支援を行います。 2 市民は、市民組織がまちづくり推進の主要な担い手であることを認識し、市民組織を尊重し、守り育てるものとします。 (地域自治の推進) 第12条 市は、地域の特性と自主性が生かされた、個性豊かで魅力ある地域のまちづくりを推進するため、自治の基本原則に基づき、分権によるまちづくりの仕組みを目指します。
参加と協働	住民投票	(住民投票) 第15条 市長は、市政に係る重要な事項について、広く住民の意思を確認するため、条例で定めるところにより、住民投票を実施することができます。 2 前項の条例は、それぞれの事案に応じ、住民投票に付すべき事項、投票の手続、投票資格要件その他住民投票の実施に必要な事項を定めるものとします。 3 議会及び市長は、前2項の定めにより住民投票を実施した場合は、その結果を尊重します。	(住民投票) 第30条 市長は、市政に係る重要な事項について、住民の意思を市政に反映するため、住民投票を実施することができる。 2 市民、市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。 (住民投票の請求等) 第31条 本市に住所を有する年齢満16年以上の者は、市政に係る重要な事項について、その総数の3分の1以上の者の連署をもって、その代表者から市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 2 市議会は、市政に係る重要な事項について、議員の定数の12分の1以上の者の賛成を得て議員提案され、かつ、出席議員の過半数の賛成により議決したときは、市長に対して住民投票の実施を請求することができる。 3 市長は、市政に係る重要な事項について、自ら住民投票を発議することができる。 4 市長は、第1項又は第2項の規定による請求があったときは、住民投票を実施しなければならない。 5 住民投票の投票権を有する者は、本市に住所を有する年齢満16年以上の者とする。 6 住民投票について必要な事項は、別に条例で定める。	(住民投票) 第35条 市は、市政の特に重要な事項について、直接住民の意思を確認する必要があるときは、市議会の議決を経て住民投票を実施することができます。 2 市は、住民投票の結果を尊重します。 3 住民投票の実施に関し必要な事項は、その都度条例で定めます。
	地域自治区の設置	(地域自治区の設置) 第18条 市は、都市内分権を推進するため、別に条例で定めるところにより、市長の権限に属する事務の一部を担い地域の住民の意見を反映させつつこれを処理する地域自治区を設置します。		(地域自治区) 第13条 市は、市民に身近な事務事業を市民の意見を反映させて処理するとともに、地域の自治を促進するため、法律に基づく地域自治区を設けます。 2 地域自治区に置かれる地域協議会は、地域の住民により構成され、地域の意見を調整し、協働によるまちづくりを推進します。
市政運営等	情報の取扱	(情報の取扱い) 第19条 市は、市政に関する情報を積極的に市民に提供しよう努めます。 2 市は、市民の知る権利を尊重し、公正で透明な市政を実現するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する情報を開示し、市民との情報の共有を図ります。 3 市は、市民の権利利益を保護するため、別に条例で定めるところにより、市の保有する個人情報を適正に取り扱います。	(情報公開) 第22条 執行機関は、政策形成等における情報を原則として公開しなければならない。 2 前項の規定による情報の公開に関し必要な事項は、別に条例で定める。 (個人情報の保護) 第23条 市長は、個人情報の保護の推進のため、個人情報を取り扱うものに対し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。 2 執行機関は、その保有する個人情報を保護しなければならない。 3 前2項に規定する個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定める。	(情報の公開) 第19条 市は、公正で開かれた市政の実現を図るため、市政についての情報の公開に関する総合的な施策に基づき、積極的に情報を公開します。 2 市は、市民の必要とする情報について、適切かつ速やかな提供に努めます。 (個人情報の保護) 第20条 市は、市民の個人情報の権利を保障するとともに、個人情報を適正に管理します。
	行政評価	(行政評価) 第20条 執行機関は、施策、事業等の成果を市民に明らかにし、効果的かつ効率的な市政経営を行うため、行政評価を実施し、その結果を公表します。	(行政評価) 第20条 執行機関は、客観的な行政評価を行い、その結果を公表しなければならない。 2 前項に規定する行政評価に関し必要な事項は、別に条例で定める。	(行政評価) 第32条 市の執行機関は、市の施策や事務事業の執行状況を、基本構想等に基づき検証し、継続的な見直しを行い、効果的に執行します。 2 市の執行機関は、施策や事務事業の達成状況を公表し、市民から理解を得られる行政運営を進めます。

自治体名	豊田市	大和市	飯田市
市政運営等	財政運営 (財政運営) 第21条 市長は、財源を効果的かつ効率的に活用し、自主的かつ自律的な財政運営を行うことにより、財政の健全性の確保に努めます。 2 市長は、別に条例で定めるところにより、財政に関する状況を分かりやすく公表します。	(財政の健全性の確保) 第26条 市長は、総合計画に基づいた財政計画を定め、財源を効果的かつ効率的に活用することにより、財政の健全性を確保するよう努めなければならない。 (財産管理) 第27条 執行機関は、市が保有する財産の適正な管理及び効率的な運用に努めなければならない。 (財政状況等の公表) 第28条 市長は、財政状況及び財産の保有状況を市民にわかりやすく公表しなければならない。	(財政状況の公表) 第33条 市長は、市の財源の確保とその効果的かつ効果的な運用により、財政の健全性に努めます。 2 市長は、財政状況を市民にわかりやすく公表するよう努めます。
	市民要望の取扱い (市民の要望の取扱い) 第22条 執行機関は、市民の市政に関する要望等に迅速かつ誠実に応答するよう努めます。		
	総合的な市政運営 (総合的な市政運営) 第23条 市は、長期的な展望に立った総合計画を策定し、総合的かつ計画的な市政運営を行います。 2 執行機関は、市民の意向の把握に努めるとともに、互いに連携を図り、総合的な行政サービスを提供します。 3 執行機関は、地域の諸資源を最大限に活用して、最少の経費で最大の効果を挙げるよう市政運営を行います。	(総合計画) 第17条 総合計画(総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想及びこれを具体化するための計画をいう。第26条において同じ。)は、自治の基本理念にのっとり定めなければならない。 (運営原則) 第18条 執行機関は、行政サービスの向上のため、政策形成等が連続し、循環していくことが基本であることを認識して、総合的かつ計画的な行政運営を行わなければならない。 2 執行機関は、公正で透明性の高い開かれた行政運営を行わなければならない。 3 執行機関は、政策形成等の過程において、市民の参加を推進しなければならない。 4 前項に規定する市民の参加について必要な事項は、別に条例で定める。	(協働して行う市政運営) 第16条 市は、市政に関する計画や政策の立案段階から市民の参加を促進し、市民と協働して市政運営を行います。 2 市は、市民の多様な参加の機会を整備し、協働のまちづくりを推進し、自治の拡充を図ります。 (市民意見の公募) 第17条 市は、別に定めるところにより、重要な計画及び政策の策定又は変更について事前に案を公表し、市民の意見を求めます。 2 市は、市民から提出された意見を尊重し、意見についての考え方を公表します。 (附属機関の委員の任命) 第18条 市の執行機関は、特定事項について審議又は調査等を行う附属機関に、市民の多様な意見が反映されるように委員を任命します。 (基本構想等) 第21条 市は、まちづくりの理念に基づき基本構想を定め、総合的かつ計画的な市政運営に努めます。 2 市は、基本構想、基本計画その他市の施策の基本となる計画を策定するに当たっては、市民参加の機会を保障します。
	組織 (執行機関の組織) 第24条 執行機関の組織については、効率的かつ機動的なものとなるよう常に見直しに努めます。	(執行機関の組織) 第19条 執行機関の組織は、市民にわかりやすく、効率的かつ機能的なものでなければならない。	
	行政手続 (行政手続) 第25条 執行機関は、市政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、市民の権利利益の保護に資するため、別に条例で定めるところにより、行政手続を適正に行います。	(行政手続) 第24条 執行機関は、市民の権利利益の保護に資するため、行政処分等に関する手続を定めなければならない。 2 前項の手続について必要な事項は、別に条例で定める。	
	法の遵守 (法令の遵守) 第27条 執行機関は、公正かつ民主的な市政運営を実現するため、別に条例で定めるところにより、法令遵守体制を構築します。		
	他機関との連携 (国及び他の地方公共団体との連携及び協力) 第28条 市は、共通する課題を解決するため、国、愛知県及び関係地方公共団体と互いに連携を図りながら協力するよう努めます。	(対等及び協力の原則) 第8条 市は、自らの判断と責任において、国及び神奈川県と対等の立場で、協力することを原則とする。 (他の自治体との連携) 第32条 市は、共通する課題を解決するため、他の自治体と相互に連携し協力するよう努めるものとする。	
	その他 (条例の制定及び法令の活用) 第26条 市は、政策等を推進するため、必要な条例、規則等を制定するとともに、執行機関は、法令の解釈及び運用に当たっては、この条例の趣旨にのっとり、市民の福祉の増進を目的に行うよう努めます。	(出資法人に対する指導等) 第25条 執行機関は、市が資本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資している法人に対し、当該法人の運営がこの章に定める規定の例により行われるように指導及び助言を行うものとする。	
その他		(厚木基地) 第29条 市長及び市議会は、市民の安全及び安心並びに快適な生活を守るため、厚木基地の移転が実現するよう努めるものとする。 2 市長及び市議会は、国や他の自治体と連携して、厚木基地に起因して生ずる航空機騒音等の問題解決に努めなければならない。	
		(委任) 第33条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市議会及び執行機関が別に定める。	
			(条例の見直し) 第36条 市は、社会の変化に対応して、本条例が第1条の目的を達成するために必要があるときは、条例の見直しを行います。
附則	附則 この条例は、平成17年10月1日から施行する。	附則 この条例は、平成17年4月1日から施行する。ただし、第18条第4項、第20条第2項及び第31条の規定は、別に定める条例の施行の日から施行する。	附則 この条例は、平成19年4月1日から施行します。